

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成29年9月29日(金)	
場 所		宇土市役所仮設庁舎2階大会議室3	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 上拂 耕生 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係)	
審議対象期間		平成29年2月1日～平成29年8月31日	
抽出案件		131(20)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		8(5)	
指名競争入札		116(14)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		1	
1千万円以上5千万円未満		49(5)	
5百万円以上1千万円未満		37(3)	
3百万円以上5百万円未満		14(2)	
3百万円未満		15(4)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		7(1)	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・ 審査会を行った後の流れについて (公告期間・見積期間について)</p> <p>・ 同じ工種の発注で、指名業者数が異なる案件があるがどうしてか。</p> <p>・ 一般競争入札での 1 者応札を認める要領の制定について 「宇土市競争入札事務処理要領」 (回答は複数をもとめたもの)</p>	<p>・ 指名審査会では、業者選定や発注方法、工期等を確認及び審査している。また、一般競争入札案件であれば、入札参加条件等が妥当であるか審査をしている。</p> <p>通常の名指競争入札であれば、審査日の 2 日後に指名通知、入札は 2～3 週間後としている。見積期間については、建設業法で定められた期間をとり、発注している。業者からすると、工事施工を行いながら、次の入札への見積作業となる。見積期間については、地震災害後に変更はしていない。</p> <p>・ 抽出案件でもある「宇土市民体育館床改修工事(熊本地震)」では建築 A ランクの 8 社を指名した。同じく建築で発注した「旧高月邸災害復旧工事」は、市内業者と市外業者の混在型の指名を実施し、数が異なった。</p> <p>また、同じ舗装工事でも 38 社と 12 社指名した案件があるが、これは、通常分と災害復旧分で指名方針が異なるため数が異なっている。なお、災害復旧分の舗装工事でも 39 社と 38 社の違いがあるが、これは指名停止業者が 1 社該当しているか、していないかで数が異なっている。</p> <p>《制定までの経緯》</p> <p>・ 抽出案件の「宇土市民体育館床改修工事(熊本地震)」及び「宇土市老人福祉センター建替え工事 熊本地震災害復旧」の一般競争入札を実施したところ、入札参加事前確認依頼書の提出業者が 1 者のため、入札中止となった。この 2 件については、2 回目の一般競争入札を実施したが不調、その後指名競争入札を実施し業者決定。あるいは随意契約にて業者決定をした。</p> <p>早期の災害復旧を目指す中で、再度一般競争入札を実施した場合、復旧が遅れてしまい、</p>

<p>《1 者応札を認める要領への意見》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者応札を認める規定の裁量について、県は平成 24 年の豪雨災害時に 1 社応札でほぼ落札率 100% の応札があり、談合の疑いが寄せられたため、1 者応札は全て無効とし、競争性や公平性を確保した経緯がある。今回の熊本地震後の災害復旧工事では解禁せざるを得ない状況である。発注前に審査を行う点、また地域により実情が異なるため自治権に基づく裁量、政策的な判断となるもので、方向性としては熊本県と同等である。 ・ 1 者応札の業者の施工管理を厳しくすべきである。緊急性もあるが、公平性が欠如してはいけない。 ・ 余裕期間制度制定について 	<p>工事完了までの期間が延びてしまうこと、また、再度入札を実施しても落札者が決定しない場合も想定されることが懸念された。この 2 件の 1 者応札を受け、一般競争入札における 1 者応札を認める要領を制定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県では“災害復旧工事の一般競争入札に限り”とあるが、宇土市では、審査会の審査にて 1 者応札を認めるか審議している。「特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき。」「再度の公告・入札で 1 者入札となったとき。」「その他市長が特に必要であると認めるとき。」の 3 ケースの場合に適用している。 <p>また、指名競争入札においての 1 者応札は認めないものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者応札での処理をした案件が 1 件発生している。次回委員会時での説明になる。また、1 者応札については、指名審査会における審査及び施工管理の徹底について、発注担当課にも厳しく指示している。 ・ 現場代理人等の技術者が配置できないため入札に参加できないとの状況もあり、この制度のメリットでもある、「余裕期間内では、現場代理人や主任技術者を配置しなくてよい」という規定により、入札参加意欲を図る制度である。ただし、繰越承認が取れている工事や年度内に完了する工事といった制限があ
--	--

<p>・宇土市競争契約入札事務処理要領の物品調達及び業務委託の規定について（落札者がいない場合の取扱い）</p>	<p>り、適用できる案件のみの運用となる。</p> <p>・この規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき」の不落随契の要項に関する規定である。物品業務の入札の回数は、最低応札額が予定価格に達しない場合、その日に3回まで行う。記載はないが、運用として最低応札額を提示した価格が予定価格の5%以内であれば、その最低応札額で入札した業者と随意契約の確認をする。その確認とは、再度入札をし、その価格が予定価格以内であれば不落随契となるものである。この場合の落札者がいないときとは、入札額が予定価格を上回るときと解釈してよい。</p> <p>なお、物品業務の入札において予定価格は事後公表となる。</p>
--	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・特になし。</p>	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案4件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	宇土市民体育館床改修工事 (熊本地震)《対象案件の中で、落札率が最も高かった案件》	一般競争 (不調2回) ↓ 指名競争	<p>「指名審査方針」による。</p> <p>当該案件は、一般競争入札を2回実施したが、不調となり、最終的には指名競争入札にて落札者が決定した。</p> <p>一般競争入札の参加資格条件を1回目では、「熊本県内に主たる営業所を有し、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が900点以上(宇土市内業者は750点以上)であること。」、2回目では、「九州管内に主たる営業所を有し、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が850点以上(宇土市内業者は700点以上)であること」と2回目での条件を緩和し、定めた。</p> <p>しかし、申請者が1回目は1社のため、宇土市契約事務規則第22条の2を適用し、入札中止(不調)、2回目は申請者が0社のため入札中止(不調)となった。</p> <p>本工事は、災害復旧工事であり、施設利用者のことも考慮し、迅速に完成することを目的とし、公募型ではなく指名競争入札として発注した。指名業者は、建築一式工事であり、市内の有資格業者から指名。同種工事の施工実績を有することとした。</p>	99.77
		一般競争 (1回目：1社) (2回目：0社) ・ 指名競争 市内8社		

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	宇土市老人福祉センター建替え工事 熊本地震災害復旧《対象期間内の競争入札案件の中で、最も契約金額が高かった案件》	一般競争 (不調) ↓ 随意契約	「指名審査方針」による。 当該案件は、一般競争入札を実施したが、不調となり、最終的には随意契約にて落札者が決定した。 一般競争入札の参加資格条件を、「九州管内に営業所を有し、経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が850点以上(宇土市内業者は700点以上)であること。また、公共建築物又は民間建築物で過去10年間に鉄骨造500㎡以上の建設元請工事の実績があること。」と定めた。 しかし、申請者が1回目は1社のため、宇土市契約事務規則第22条の2を適用し、入札中止となった。 本工事は、熊本地震による災害復旧工事であり、施設利用者のためにも迅速に復旧を達成しなければならず、改めて競争入札に付する時間がないことから、入札参加の意思のあった1社と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を根拠とし、随意契約とした。	98.58
		1社		

3	平成29年度 北段原線(5)道路災害復旧工事《対象期間内の競争入札案件の中で、落札率が最も低かった案件》	指名競争	「指名審査方針」による。 舗装工事であり、熊本地震等に起因する災害復旧工事の指名候補者選定方針により、市内の有資格業者から指名。同種の施工実績を有することとした。	89.89
		市内38社		

質疑内容

《抽出案件1・2関連》 ①以前は土木工事の落札率が高く、どちらかというと建築工事は低かった認識があったが、現在は逆転しているがその理由は。	①建築工事に関して、熊本県の地震の被害が大きかった地域を中心に職人不足や資材単価の上昇が見受けられる。このような実情の中、予定価格に近い金額での応札が続いている状況である。熊本地震以前は、建築工事の発注件数が少なく、業者の入札意欲も高かったといえる。
--	---

<p>《抽出案件 1 関連》</p> <p>②2 回目の条件付一般競争入札発注時の条件として、「経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が 850 点以上(宇土市内業者は 700 点以上)であること」と定めており、指名競争入札時に市内業者 8 社選定しているが、条件付一般競争入札の条件を満たす業者となっているのか。</p>	<p>②落札業者は、700 点以上を満たしていない。一般競争入札を実施したが、参加する業者がいなかったため、また、条件を満たす市内業者が 6 社と少ないため、指名審査会にて建築 A ランク 8 社を指名したもの。</p>
<p>《抽出案件 2 関連》</p> <p>③現在の工事進捗状況について</p>	<p>③この工事は、熊本地震により被災した老人センターを解体し、建替えるもの。現在は地ならしを終了し、基礎杭を打ち込むためにセメントを打ち込んでいる状況。平成 29 年 9 月 28 日現在では、地面掘削を行い、溝に鉄筋を組んでいる。</p>

(閉会)